

目 次

議会日誌	1
議長会の動き	4
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
全国市議会議長会	
各種協議会等の動き	9
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国高速自動車道市議会協議会	
令和2年度視察受入状況	12
青梅市議会新着図書目録	13
要綱・要領等の制定、改廃の状況	15
制定された要綱・要領	19
青梅市市制施行70周年記念市政功労者表彰および感謝状贈呈実施要綱	
以下18件	

議 会 日 誌

< 2月 >

- | | | |
|---------|--------------------|---|
| 3日 (水) | 午後 1:00 | 議会運営委員会 |
| 4日 (木) | 午前10:00 | 総務企画委員会 |
| 8日 (月) | 午後 2:30 | 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会 [羽村市水道事務所—みねざき・片谷・島崎議員] |
| 12日 (金) | 午後 3:00 | 東京都十一市競輪事業組合議会定例会 [京王閣競輪場—鴻井・結城議員] |
| 16日 (火) | 午前10:00 | 議会運営委員会 |
| 17日 (水) | 午前10:00
午後 1:30 | 定例記者会見 [市役所会議室—久保議長、山内副議長、局長]
西多摩衛生組合定例会・全員協議会 [西多摩衛生組合—大勢待・湖城・迫田議員] |
| 18日 (木) | 午前 9:15
午前10:00 | 議会運営委員会
令和2年市議会定例会令和3年2月定例議会 本会議 [市長施政方針演説、議案審議] |
| 22日 (月) | 午後 1:30
午後 3:30 | 東京たま広域資源循環組合議会定例会・全員協議会 [東京自治会館—鴨居議員]
西多摩地域広域行政圏協議会審議会 [市役所会議室—久保議長] |
| 24日 (水) | 午後 1:30
午後 3:00 | 財政援助団体監査講評・例月出納検査 [市役所会議室—鴻井監査委員]
議会運営委員会 |

< 3月 >

- | | | |
|--------|-------------------------------|--|
| 1日 (月) | 午前 9:30
午前10:00
午前10:00 | 環境建設委員会
総務企画委員会
福祉文教委員会 |
| 2日 (火) | 午前10:00 | 福祉文教委員会 |
| 3日 (水) | 午前10:00 | 総合病院建替特別委員会 |
| 4日 (木) | 午前10:00
午前11:44 | 予算決算委員会
全員協議会 [<市長提出事項>… 1. 令和3年度組織改正について、2. マイナンバーカード交付特設会場の設置について、3. 令和3年度税制改正の主な内容について、4. ウメ輪紋ウ |

イルスについて、5.青梅市モーターボート競走事業における地方公営企業法の全部適用について、6.投票区投票所の統合について、<議長提出事項>…1.議会史編さん委員会の設置について]

	午後 1:40	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
8日(月)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [議案審議、一般質問]
9日(火)	午前10:00	本会議 [一般質問]
10日(水)	午前10:00	本会議 [一般質問]
	午後 1:20	新型コロナウイルス対策特別委員会
11日(木)	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
12日(金)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [委員会審査報告、議案審議]
13日(土)	午前10:00	新病院建設工事安全祈願祭 [総合病院一久保議長、山内副議長、下田総合病院建替特別委員長、山田総合病院建替特別副委員長]
15日(月)	午前10:00	予算決算委員会
16日(火)	午前10:00	予算決算委員会
17日(水)	午前10:00	予算決算委員会
22日(月)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [常任委員会の所管事務調査報告について、特別委員会の中間報告について、委員会審査報告、議案審議]
26日(金)	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室一鴻井監査委員]
30日(火)	午後 2:30	東京都十一市競輪事業組合議会臨時会 [東京自治会館一鴻井・結城議員]

<4月>

1日(木)	午前10:00	辞令交付式
8日(木)	午後 3:00	東京都市議会議長会局長連絡会議 [小金井宮地楽器ホール一局長]
12日(月)	午前11:00	関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議 [ボートレース江戸川一局長]
15日(木)	午後 2:00	埼玉県久喜市議会視察 [市役所一周年議会について]

- 19日（月） 午後 2:15 東京都市議会議長会理事会・臨時総会 [東京自治会館—久保
議長、局長]
- 23日（金） 午後 1:00 新型コロナウイルス対策特別委員会
午後 2:46 福祉文教委員会
- 27日（火） 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—鴻井監査委員]
- 28日（水） 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 令和2年市議会定例会令和3年4月臨時議会 本会議
[議案審議、委員会審査報告]
午前10:13 予算決算委員会



議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

2月1日（月） 調査事務研究会（オンライン開催）

* 講演 「ここまで使える政務活動費 ～最新判例知ってますか?～」

講師 廣瀬 和彦 氏

株式会社 地方議会総合研究所 代表取締役

明治大学政治経済学部講師

2月8日（月） 議員研修会（オンライン開催）

* 演題 「Society 5.0について」

講師 宮坂 学 氏

東京都副知事

2月17日（水） 理事会・定例総会（書面会議）

○理事会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下10件

* 協議事項

1 関東市議会議長会第87回定期総会で審議する都県提出議案について（原案どおり決定）

2 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について（原案どおり決定）

3 東京都市議会議長会理事会・臨時総会の開催について（原案どおり決定）

4 東京都市議会議長会2月定例総会の運営について（原案どおり決定）

* その他

1 令和2年度東京都市議会議長会事業日程

2 令和3年度東京都市議会議長会事業日程

3 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

4 令和2年度東京都市議会議長会関係役員

5 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○定例総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下12件

* 協議事項

- 1 関東市議会議長会第87回定期総会で審議する都県提出議案について（原案どおり決定）
- 2 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について（原案どおり決定）

* その他

- 1 令和2年度東京都市議会議長会事業日程
- 2 令和3年度東京都市議会議長会事業日程
- 3 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 4 令和2年度東京都市議会議長会関係役員
- 5 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 6 東京都市議会議長会理事会・臨時総会の開催について

4月8日（木） 局長連絡会議

* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 令和2年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について
- 3 東京都市議会議長会理事会及び臨時総会の運営について

* 連絡事項

- 1 令和3年度東京都市議会議長会関係役員について
- 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿について
- 3 令和3年度東京都市議会議長会事業日程について
- 4 令和2年度東京都市議会議長会関係役員について
- 5 令和2年度東京都市議会議長会事業日程について

* その他

4月19日（月） 理事会・臨時総会

○理事会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下5件

* 協議事項（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 令和2年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について
- 3 東京都市議会議長会臨時総会の運営について

* その他

参考資料について

- (1) 令和3度東京都市議会議長会関係役員
- (2) 令和3年度東京都市議会議長会事業計画
- (3) 令和3年度東京都市議会議長会歳入歳出予算
- (4) 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- (5) 令和3年度東京都市議会議長会事業日程
- (6) 令和2年度東京都市議会議長会関係役員
- (7) 令和2年度東京都市議会議長会事業日程
- (8) 東京都市議会議長会会則・諸規程

○臨時総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下5件

* 協議事項（原案どおり認定）

令和2年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

歳入	予算額	1,245万5,000円	決算額	1,839万9,597円
歳出	予算額	1,245万5,000円	決算額	247万793円
差引残額	1,592万8,804円（翌年度へ繰り越し）			

* その他

参考資料について

- (1) 令和3度東京都市議会議長会関係役員
- (2) 令和3年度東京都市議会議長会事業計画
- (3) 令和3年度東京都市議会議長会歳入歳出予算
- (4) 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- (5) 令和3年度東京都市議会議長会事業日程
- (6) 令和2年度東京都市議会議長会関係役員
- (7) 令和2年度東京都市議会議長会事業日程
- (8) 東京都市議会議長会会則・諸規程

関東市議会議長会

4月27日（火） 理事会・定期総会（書面会議）

* 協議

1 議案

[会長提出議案]

(1) 令和2年度関東市議会議長会歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳入 予算額 1,611万3,566円 決算額 2,306万6,350円

歳出 予算額 1,611万3,566円 決算額 1,090万9,760円

差引残額 1,215万6,590円（翌年度へ繰り越し）

(2) 令和3年度関東市議会議長会歳入歳出予算（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに2,421万7,590円

[都県提出議案]（原案どおり決定）

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における安定的行政運営のための地方自治体への財政的支援について（神奈川県市議会議長会提出）

(2) 緊急防災・減災事業債制度の充実・強化と恒久化について（千葉県市議会議長会提出）

(3) 地域活性化に資する制度創設等による支援策の拡充について（茨城県市議会議長会提出）

(4) マイナンバーカードの普及促進に係る支援について（東京都市議会議長会提出）

2 役員改選

会長 柏市議会議長

副会長 秦野市議会議長 以下3名

支部長 日野市議会議長 以下8名

理事 立川市議会議長 以下34名

監事 小平市議会議長 以下2名

3 相談役委嘱

小金井市議会議長 以下9名

4 次期総会開催市決定

柏市

5 全国市議会議長会等役員及び委員について

* 報告

会務報告等 以下2件

全国市議会議長会

2月1日(月) 自治会・町内会の縮小、解散問題に関する特別委員会(書面会議)

* 事務報告

* 協議事項(原案どおり決定)

- 1 自治会・町内会等の縮小、解散問題に関する要望・提言(案)について
- 2 今後の運営について

2月3日(水) 評議員会(書面会議)

* 報告

一般事務 以下9件

* 協議

- 1 令和3年度本会各会計予算(案)について(原案どおり決定)
- 2 地方議会の位置づけ・議員の職務を明確にする地方自治法の改正等の早期実現を求める緊急決議(案)について(原案どおり決定)
- 3 令和3年度「地域公共交通の維持・確保問題に関する特別委員会」設置要綱(案)について(原案どおり決定)
- 4 標準市議会会議規則の改正について(原案どおり決定)
- 5 理事会・評議員会・各委員会の2月開催以降、5月の定期総会までの間における役員の補欠選任等の取り扱い(案)について(原案どおり決定)
- 6 事務局組織・事務処理等の見直しに関する基本計画(案)について(原案どおり決定)

* その他

- 1 全国市議会議長会研究フォーラム開催市について(案)
- 2 令和3年度「2040未来ビジョン出前セミナー」実施要綱(案)について
- 3 厚生年金への地方議会議員の加入について
- 4 その他

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

4月12日（月） 事務局長会議

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（了承）

令和3年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算（案）について

* その他

- 1 令和2年度運営及び行事予定（案）について
- 2 その他

全国高速自動車道市議会協議会

2月16日（火） 定期総会（書面会議）

* 事務報告（了承）

* 協議

- 1 令和元年度会計決算について（原案どおり認定）

歳入 予算額 768万 100円 決算額 757万2,812円

歳出 予算額 768万 100円 決算額 566万1,302円

差引残額 191万1,510円（翌年度へ繰り越し）

- 2 令和3年度活動方針（案）について（原案どおり決定）

高規格幹線道路網等は、物流や観光などによる経済効果をもたらすなど、地方創生を支え、国土の均衡ある発展に寄与しているほか、災害発生時において救援や復旧に向けた緊急輸送を支える重要な社会基盤となっている。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症への対応については、医療物資や生活物資を届ける「命の道」としての機能を発揮している。

しかしながら、高規格幹線道路網の進捗率は全国で86%に達したものの、整備が大幅に遅れている区間が多く残され、整備が進んでいる区間においても既存施設の老朽化対策などが急務となっている。

よって、国におかれては、下記の事項につき実現を図られるよう強く要望する。

記

1 重点目標

- (1) 高規格幹線道路網 14,000 キロメートルの早期整備
- (2) 未整備区間の早期解消による国土の均衡ある発展の実現
- (3) 暫定 2 車線区間の 4 車線化の早期実現
- (4) 周辺住民の安全確保対策の強化
- (5) 予防保全等による老朽化対策の促進
- (6) 頻発する自然災害に備えた災害対策等の強化

2 活動方法

目標達成のため、高速道路建設・整備促進等に関する要望・決議を適宜とりまとめ、全国高速道路建設協議会（会長：村井嘉浩・宮城県知事）など関係団体との連携のもと、政府、国会、各政党及び関係国会議員等に対し強力に要望活動を展開する。

3 令和 3 年度会議・要望活動日程（案）について（原案どおり決定）

4 令和 3 年度予算（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 1,140 万 100 円

5 決議（案）について（原案どおり決定）

高規格幹線道路網等は、物流や観光などによる経済効果をもたらすなど、地方創生を支え、国土の均衡ある発展に寄与しているほか、災害時において救援や復旧に向けた緊急輸送を支える重要な社会基盤となっている。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症への対応については、医療物資や生活物資を届ける「命の道」としての機能を発揮している。

しかしながら高規格幹線道路網の進捗率は全国で86%に達したものの、整備が大幅に遅れている地域などが多く残されていることから、効果が最大限に発揮されていない状況にある。

このため高規格幹線道路網の早期整備に向けた必要財源の確保や、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の早急な整備などが求められており、さらに、高速道路の整備の推進と同時に、既存施設における老朽化対策も急務となっている。

よって、本協議会の総意をもって、特に次の事項について強く要望する。

記

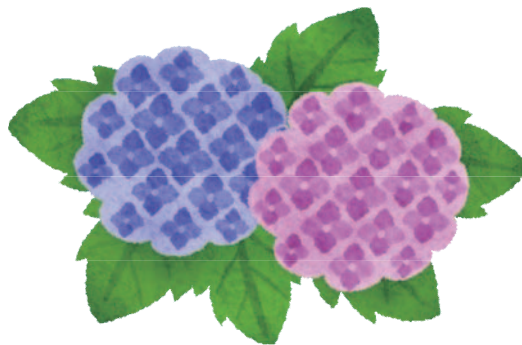
- 一 高規格幹線道路網一万四千キロメートルの早期整備を図ること。

- 一 道路整備等を長期安定的に実施できるよう財源確保に万全を期すること。
 - 一 未整備区間の早期着工による国土の均衡ある発展の実現を図ること。
 - 一 暫定二車線区間を早期に四車線化すること。
 - 一 高速道路工事にあたっては、陥没事故等が発生しないよう十分に安全対策を図ること。
 - 一 高速道路を利用した津波避難所の増設や、SA・PAを活用した防災拠点化など、災害対策の強化を図ること。
 - 一 激甚化する豪雨や豪雪など、自然災害時の緊急輸送道路としての機能確保の強化を図ること。
 - 一 地域活性化及び利便性向上のため、インターチェンジの一層の整備促進を図ること。
- 右、決議する。



令和 2 年度視察受入状況

	受 入 日	来 訪 自 治 体	人 員	視 察 内 容 ・ 場 所
1	10月14日	全国市議会議長会 令和2年度「自治会・町内会の縮小、 解散問題に関する 特別委員会」	10	青梅市における自治会・町内会等の活動及び青梅市自治会連合会の取組について
2	10月21日	神奈川県平塚市	4	通年議会について
計		延 べ 2 団 体	14	



青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(编者)	発行所	発行年	判型
019	青梅市子ども読書活動推進事業報告書 令和元(2019)年度	青梅市中央図書館	青梅市	令3	A4
210	令和元年度 青梅市埋蔵文化財調査概要 霞台遺跡第69次調査報告書	—	青梅市教育委員会	令3	A4
288	皇室 OurImperialFamily(第89号) 令和2年冬号	日本文化興隆財団	扶桑社	令3	A4 変形
290	青梅市文化財保護指導員連絡協議会 活動報告書 第36号(令和元年度)	青梅市文化財保護 指導員連絡協議会	青梅市教育委員会	令2	A4
290	青梅市郷土工芸技術調査報告書	青梅市郷土工芸・ 技術調査団青梅市 民俗技術調査団	青梅市郷土博物館	令3	A4
318	議会資料 106 議会年報(令和2年)	立川市議会事務局 庶務調査係	—	令3	A4
318	議会年報 令和2年度版	福生市議会事務局	—	令3	A4
318	市制施行50周年記念 ひがしくるめ市 議会だより縮刷版第5集	東久留米市議 会事務局	東久留米市議会	令3	A4
318	議会年報 令和2年度版	東久留米市議 会事務局	東久留米市議 会事務局	令3	A4
318	議会年報 令和2年版	檜原村議会事務局	檜原村議会事務局	令3	A4
318	西多摩地域広域行政圏計画 (令和3年度～令和7年度)	西多摩地域広域 行政圏協議会	西多摩地域広域 行政圏協議会	令3	A4
318	地方議員のための役所を動かす質問の しかた	川本 達志	学陽書房	29	A5
318	「生きた」議員提案条例をつくろう	津軽石 昭彦	第一法規	令2	A5
318	広報で差がつく議会力	市町村議会 広報クリニック	中央文化社	令2	A5
318	条例を作る・活かす—議会力を高めるた めに—	吉田 利宏	中央文化社	令2	A5
318	多摩・島しょ地域自治体におけるSDGsに 関する調査研究報告書～多摩・島しょ 地域におけるSDGsの実践に向けて～	—	東京市町村 自治調査会	令3	A4
318	自治体における効果的な情報発信媒体 に関する研究報告書	—	東京市町村 自治調査会	令3	A4

分類番号	書名	著者(编者)	発行所	発行年	判型
332	令和元年度 青梅市財政白書	青梅市	青梅市企画部 財政課	令3	A4
338	社会的課題の解決に向けた PFS/SIB に関する調査報告書	—	東京市町村 自治調査会	令3	A4
349	市町村財政力分析指標(平成22年度から平成31・令和元年度まで)	—	東京市町村 自治調査会	令3	A4
349	市町村税政参考資料(平成22年度から平成31・令和元年度まで)	—	東京市町村 自治調査会	令3	A4
359	多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～2020(令和2)年版	—	東京市町村 自治調査会	令3	A4
366	自治体における長期休暇取得等に伴う生産性維持に関する調査研究報告書～業務のしわ寄せを生じさせない組織づくりに向けて～	—	東京市町村 自治調査会	令3	A4
367	基礎自治体におけるひきこもりの支援に関する調査研究報告書	—	東京市町村 自治調査会	令3	A4
369	第8期 青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画	青梅市健康福祉部 高齢介護課	青梅市	令3	A4
369	青梅市障害福祉計画(第6期)・青梅市障害児福祉計画(第2期)	青梅市健康福祉部 障がい者福祉課	青梅市	令3	A4
369	児童虐待防止対応・連携マニュアル～関係機関用～	青梅市	青梅市	令3	A4
373	青梅市教育委員会の教育施策—令和3年度教育施策の概要・青梅市教育推進プラン—	青梅市教育委員会 教育部教育総務課	青梅市教育委員会	令3	A4
374	青梅市学校施設個別計画	—	青梅市	令2	A4
391	戦後75年 未来を生きる皆さんに私たちが伝えたいこと～戦時中の生活から学ぶ～	青梅市役所 市民安全課	青梅市役所 市民安全課	令3	A4
498	事業概要 令和2年版	東京都西多摩保健所	東京都西多摩保健所	令2	A4
519	令和元年度 青梅市環境報告書	青梅市環境部 環境政策課	青梅市環境部 環境政策課	令3	A4
524	青梅市耐震改修促進計画(計画期間令和3年度～令和7年度)	青梅市都市整備部 住宅課	青梅市	令3	A4
547	デザインング Web アクセシビリティ	太田 良典 伊原 力也	ボーンデジタル	27	B5
748	写真集アルバム 西多摩の昭和	—	いき出版	令3	規格外

要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和3年2月～令和3年5月1日現在＞

件名	区分	所管
青梅市市制施行70周年記念市政功労者表彰および感謝状贈呈実施要綱	制定	秘書広報課
青梅市結婚支援事業補助金交付要綱	改正	秘書広報課
青梅市釜の淵エリア活用検討委員会設置要綱	制定	企画政策課
青梅市指定管理者評価委員会設置要綱	制定	企画政策課
青梅市総合長期計画策定本部会議設置要綱	制定	企画政策課
青梅市広告掲載取扱要綱	改正	企画政策課
青梅市における封筒に関するガイドライン	改正	企画政策課
青梅市指定管理者管理運営状況評価に関する指針	改正	企画政策課
青梅市寄付金の取扱いに関する要綱	改正	財政課
青梅市役所本庁舎消防計画	改正	総務契約課
青梅市防犯カメラ維持管理事業補助金交付要綱	改正	市民安全課
青梅市消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付要綱	制定	防災課
自主防災組織等運営費交付金交付要綱	改正	防災課
青梅市家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改正	防災課
青梅市防災行政無線受信機等貸与事業実施要綱	改正	防災課
令和3年度青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱	制定	防災課
青梅市市民活動災害補償制度取扱要綱	改正	市民活動推進課
青梅市市民提案協働事業助成金交付要綱	改正	市民活動推進課
青梅市国民健康保険税における新型コロナウイルス感染症にかかる青梅市国民健康保険税減免取扱要綱の特例に関する要綱	改正	保険年金課
青梅市さくらねこ無料不妊手術チケットの交付に関する要綱	改正	環境政策課
青梅市飼い主のいない猫対策事業補助金交付要綱	改正	環境政策課
青梅市採石等地域生活・交通環境改善対策連絡協議会設置要綱	改正	環境政策課
青梅市資源回収事業協力助成金交付要綱	改正	清掃リサイクル課

件 名	区 分	所 管
青梅市社会福祉協議会に対する補助要綱	改 正	福 祉 総 務 課
青梅市福祉サービス利用者総合支援事業補助金交付要綱	改 正	福 祉 総 務 課
青梅市葬儀生前契約サポート事業実施要綱	改 正	生 活 福 祉 課
青梅市被保険者等自立促進事業実施要綱	改 正	生 活 福 祉 課
青梅市介護保険事業者における事故発生時の報告に関する取扱要綱	改 正	介 護 保 険 課
福祉施設配置基本方針	改 正	介 護 保 険 課
青梅市福祉センター食堂等事業者選定委員会設置要綱	制 定	高 齢 者 支 援 課
青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業実施要綱	改 正	高 齢 者 支 援 課
青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業補助金交付要綱	改 正	高 齢 者 支 援 課
青梅市高齢者家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改 正	高 齢 者 支 援 課
青梅市高齢者緊急通報システム事業運営要綱	改 正	高 齢 者 支 援 課
青梅市高齢者火災安全システム事業運営要綱	改 正	高 齢 者 支 援 課
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業における電話等状況確認サービス事業実施要綱	改 正	高 齢 者 支 援 課
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	改 正	高 齢 者 支 援 課
令和3年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針	制 定	障 がい 者 福 祉 課
令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査事業実施要綱	制 定	障 がい 者 福 祉 課
青梅市障害者家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改 正	障 がい 者 福 祉 課
青梅市社会福祉事業団運営費補助金交付要綱	改 正	障 がい 者 福 祉 課
青梅市重症心身障害児（者）通所事業実施要綱	改 正	障 がい 者 福 祉 課
青梅市私的二次救急病院救急体制確保補助金交付要綱	制 定	健 康 課
青梅市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う予防接種費用助成金交付要綱	制 定	健 康 課
青梅市三師会事業補助金交付要綱	改 正	健 康 課
青梅市里帰り等妊婦健康診査受診費助成金交付要綱	改 正	健 康 課
青梅市使用済み注射針改修事業補助金交付要綱	改 正	健 康 課

件 名	区 分	所 管
令和3年度青梅市新型コロナウイルスワクチン接種にかかる交通費助成事業実施要綱	制 定	新型コロナワクチン担当
令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登園自粛等にかかる保育施設に対する支援事業補助金交付要綱	制 定	子育て推進課
青梅市延長保育事業費補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市幼稚園型一時預かり事業実施要綱	改 正	子育て推進課
青梅市認証保育所運営補助要綱	改 正	子育て推進課
青梅市一時預かり事業費補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
民間保育所事務協会運営費補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市保育所運営資金貸付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市社会福祉法人の保育所施設の整備等に対する補助要綱	改 正	子育て推進課
青梅市体調不良児対応型保育事業補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市小規模保育事業等実施施設整備経費補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市事業所内保育事業支援事業補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市保育サービス推進事業補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市保育体制強化事業補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市青少年対策事業補助金交付要綱	改 正	子ども家庭支援課
青梅市交通機関利用児童等通学費補助金交付要綱	改 正	子ども家庭支援課
令和3年度子どもふれあいフェスタ2021事業補助金交付要綱	改 正	子ども家庭支援課
令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策テイクアウト・サポートプロジェクト支援事業補助金交付要綱	制 定	商工観光課
おうめものづくり等支援事業補助金交付要綱	改 正	商工観光課
おうめものづくり支援事業専門家会議設置要領	改 正	商工観光課
青梅市商店街等活性化事業補助金交付要綱	改 正	商工観光課
青梅市商店街振興事業補助金交付要綱	改 正	商工観光課

件 名	区 分	所 管
青梅市商店街振興事業補助金交付要綱実施細目	改 正	商工観光課
青梅市小規模事業者経営改善普及事業等補助金交付要綱	改 正	商工観光課
青梅市中小企業振興資金等融資信用保証料補助要綱	改 正	商工観光課
青梅市中小企業小口緊急対策資金融資要綱	改 正	商工観光課
青梅市小口零細企業保証資金融資要綱	改 正	商工観光課
青梅駅前地区市街地再開発準備組合運営費補助金交付要綱	改 正	商工観光課
令和2年度青梅市中小企業振興資金等における緊急対策資金融資信用保証料補助要綱	改 正	商工観光課
青梅市ウメ輪紋ウイルス防除等事業実施要綱	制 定	農林水産課
青梅市農業体験農園整備費補助金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市農家開設型市民農園整備費補助金交付要綱	改 正	農林水産課
一般社団法人青梅市スポーツ協会補助金交付要綱	改 正	スポーツ推進課
青梅市営住宅長寿命化計画検討委員会設置要綱	制 定	住 宅 課
青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付要綱	改 正	住 宅 課
青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計改修補助金交付要綱	改 正	住 宅 課
青梅市木造住宅耐震改修補助金交付要綱	改 正	住 宅 課
青梅市木造住宅耐震診断補助金交付要綱	改 正	住 宅 課
青梅市立総合病院精神障害者早期退院支援事業協力金支払要綱	改 正	病院管理課
青梅市卒業アルバム等保護者負担助成金交付要綱	改 正	教育総務課
青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱	改 正	学 務 課
青梅市コミュニティ・スクール導入検討委員会設置要綱	制 定	指 導 室
青梅市スクール・サポート・スタッフ取扱要綱	改 正	指 導 室
青梅市立学校に勤務する会計年度任用職員の兼業および兼職に関する要綱	改 正	指 導 室
青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会設置要綱	制 定	社会教育課

制定された要綱・要領

青梅市市制施行70周年記念市政功労者 表彰および感謝状贈呈実施要綱

1 目的

この要綱は、市制施行70周年を記念し、多年にわたり市政の発展と市民福祉の向上、産業経済の発展、教育文化の振興等に寄与し、多大な功労があると認められる個人または団体の表彰および感謝状の贈呈（以下「表彰等」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 表彰等の基準

(1) 表彰の基準

ア 表彰は、青梅市表彰条例（昭和31年条例第17号。以下「条例」という。）第3条第1号、第2号および第4号に規定する一般表彰とする。

イ 表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）の推薦基準は、別表第1 青梅市市制施行70周年記念市政功労表彰者推薦基準表に定める基準を満たす者で、多年にわたり市民生活や文化の向上等に多大な功労があったもの、かつ、令和3年4月1日に生存するものとする。

(2) 感謝状の贈呈基準

感謝状の贈呈を受ける者（以下「被感謝状贈呈者」という。）の推薦基準は、次のとおりとする。

ア 市長、副市長、教育長および病院事業管理者または総合病院長として、市政に多大な貢献をした者で、令和3年4月1日に生存するもの。ただし、青梅市市制施行70周年記念式典の実施日において現に在職する者は除く。

イ 市議会議員として市政に多大な貢献をした者で、令和3年4月1日に生存するもの。ただし、青梅市市制施行70周年記念式典の実施日において現に在職する者は除く。

ウ 行政委員会委員および監査委員として市政に多大な貢献をし、条例にもとづく表彰受賞者で、令和3年4月1日に生存するもの

エ 別表第2 青梅市市制施行70周年記念市政功労者感謝状贈呈対象一覧表に掲げる団体の長として10年以上在職し、市政に多大な貢献をした者で、令和3年4月1日に生存するもの

オ 被表彰者は、被感謝状贈呈者から除くものとする。

カ その他特に市長が認めた者

3 表彰等の方法

(1) 表彰等は、表彰状または感謝状に記念品を添えて執行する。

(2) 被表彰者等が、贈呈日までに死亡したときは、遺族に贈呈し顕彰するものとする。

4 被表彰者等の推薦

各主管課長は、被表彰者または被感謝状贈呈者としてふさわしいと認められる者があるときは、その事績を精査し、被表彰者については事績調書（様式第1号）を、被感謝状贈呈者については該当者調書（様式第2号）を作成し、市長に提出し推薦するものとする。

5 被表彰者の決定

(1) 被表彰者は、条例第5条に規定する青梅市表彰審査委員会に諮り、市議会の議決を経て市長が決定する。

(2) 被感謝状贈呈者は、市長が決定する。

6 功労等が重複した場合の措置

同一人が異なる功労等で重複して被表彰者または被感謝状贈呈者に該当する場合は、表彰等は一つの功労等に対して行う。

7 再表彰等の除外

表彰等に当たり、すでに条例にもとづく表彰または周年記念事業の功労者として表彰等された者は、同一功労内容での再表彰等は行わない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 周年記念事業にもとづく感謝状受賞後、さらにこの要綱にもとづく表彰の基準に該当するとき。

(2) 条例第3条第4号に該当するとき。

8 被表彰者とししない者

被表彰者または被感謝状贈呈者と認められる者が、次のいずれかに該当するときは、表彰等を行わない。

(1) 刑事事件に関し、現に起訴されている者または刑に処せられた者（刑の消滅した者は除く。）であるとき。

(2) その他表彰等を行うことが適当でないとき。

9 表彰等の基準日等

(1) 表彰等の基準日は、令和3年4月1日とする。

(2) 在職期間の計算は、就任の月から起算して退任の月までの月数によって算定し、

再就任した者の前後の在職期間は通算するものとする。

(3) 平成23年4月1日から令和3年3月31日までに退任した者であっても、この要綱に該当する場合は表彰等をするものとする。

10 表彰等の時期

青梅市市制施行70周年記念式典において表彰等を執行する。

11 実施期日等

この要綱は、令和3年5月1日から実施し、青梅市市制施行70周年記念式典が実施された日の翌日をもって廃止する。

別表第1

青梅市市制施行70周年記念市政功勞表彰者推薦基準表

区分	功勞種別等		基準在職年数
1 産業、 経済、土 木、厚生、 消防等本 市の公 益、福祉 の増進に 貢献した もの（条 例3条1 号）	(1) 行政功勞	ア 法令、市条例、規則および要綱にもとづく委員会、協議会および審議会等の委員	15年以上
		イ アの基準在職年数に達しないが、2以上の構成員の在職年数が、通算20年以上の者	
		ウ 行政相談委員	15年以上
		エ 正副自治会連合会長	2年以上
		オ 正副支会長	4年以上
		カ 自治会長	6年以上
		キ エからカまでの基準在職年数に達しないが、各在職期間をそれぞれ加えたもの（以下「通算年数」という。）が6年以上の者	
	ク 統計調査員	各種調査従事年数20年以上 または従事回数40回以上	
	(2) 納税功勞	税務関係団体の長等	15年以上
	(3) 地域安全 功勞	ア 消防団長	6年以上
		イ 消防団副団長	8年以上
		ウ 交通安全、災害防止関係団体の長等	15年以上
		エ 交通安全協会交通指導員	25年以上
オ ウおよびエの基準在職年数に達しないが、通算年数が25年以上の者			

	(4) 社会福祉 功勞	ア 福祉施設の管理者（代表者）および施設長ならびに社会福祉関係団体の長	15年以上	
		イ 人権擁護委員	15年以上	
	(5) 保健衛生 功勞	ア 保健衛生および環境保全関係団体の長	10年以上	
		イ 嘱託医（学校医、学校歯科医、学校薬剤師、福祉の嘱託医）	15年以上	
		ウ 自然環境および公害防止等生活環境の保全に尽力した者		
		エ 市民の健康増進に尽力した者		
	(6) 産業功勞	ア 産業振興関係団体連合組織の長	10年以上	
		イ 商工業の振興を目的とした団体の長	15年以上	
		ウ 農林水産業の振興を目的とした団体の長	15年以上	
		エ 経済の振興を目的とした団体の長	15年以上	
		オ 土木建設業の振興を目的とした団体の長	15年以上	
		カ アからオまでの基準在職年数に達しないが、通算年数が20年以上の者		
		キ 市の産業の発展に功勞顕著な者		
	(7) 労働精勵	技能者として優れた技能を有し、創意工夫に努め、後進の模範となる者	市内に5年以上居住し、経験年数30年以上	
	2 芸術、科学、教育等本市の文化向上に寄与したもの（条例第3条2号）	教育功勞	ア 私立学校を經營する学校法人の理事長または私立学校の校長（園長）	15年以上
			イ 社会教育団体の連合組織の長	10年以上
			ウ 社会教育関係団体の長	20年以上 (老壮大学学長は5年以上)
			エ イおよびウの基準在職年数に達しないが、通産年数が20年以上の者	
			オ 社会教育（社会教育、青少年育成、芸術文化等）活動を通じてその振興に努め、功勞顕著な者	
カ 都市間交流事業の推進を目的とする団体および団体の長			団体20年以上 団体の長15年以上	

3 著しい善行により一般の模範となるもの(条例第3条4号)	継続的に善行為を行った者(交通整理、清掃美化、社会福祉活動等)	10年以上
4 その他	その他特に市長が認めた者	

別表第2

青梅市市制施行70周年市政功労者感謝状贈呈対象一覧表

区分	功労者種別	備考
各種団体等の長等	税務関係団体の長	
	たばこ税増収対策協議会会長	
	防災・防犯関係団体の長	
	社会体育団体の長	
	商工関係団体の長	
	観光団体の長	
	農業振興団体連絡協議会会長	
	農林業関係団体の長	
	社会福祉関係団体の長	
	社会福祉協議会会長	
	社会福祉事業団理事長	
	シルバー人材センター会長	
	高齢者クラブ連合会会長	
	幼稚園長	
	保育園長	
	保育園理事長	
	青少年対策地区委員長連絡協議会会長	
	青少年対策地区委員会委員長	
	建設関係団体の長	
	小学校PTA連合会会長	
中学校PTA連合会会長		
社会教育団体の長		

	文化関係団体の長	
	競艇関係功労者	
その他	特に市政に功労のあった者・団体	

青梅市釜の淵エリア活用検討委員会設置要綱

1 設置

旧釜の淵市民館、旧釜の淵公園水泳場およびその周辺地域（以下「釜の淵エリア」という。）における地域活性化と環境保全を検討するため、青梅市釜の淵エリア活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 釜の淵エリアにおける自然環境等を利用した地域活性化に関すること。
- (2) 釜の淵エリアにおける環境保全に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 委員長 企画部長

イ 副委員長 総務部長

ウ 委員 施設担当部長、環境部長、経済スポーツ部長、都市整備部長および教育部長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 部会

- (1) 委員会は、第2項に掲げる事項について調査および研究を行うため、委員会に部会を置くものとする。
- (2) 前号の部会は、次に掲げる者をもって組織する。

ア 部会長 企画政策課長

イ 部会員 総務契約課長、施設課長、清掃リサイクル課長、公園緑地課長、商工観光課長、スポーツ推進課長、計画保全課長および 文化課長

(3) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(4) 第2号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を臨時部会員として部会に出席させ、意見を聴くことができる。

7 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討経過および結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、企画政策担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日等

(1) この要綱は、令和3年2月2日から実施する。

(2) 青梅市多摩川親水施設検討委員会設置要綱（平成9年1月9日実施）は廃止する。

青梅市指定管理者評価委員会設置要綱

1 設置

青梅市における公の施設の指定管理者による管理運営について、青梅市指定管理者管理運営状況評価に関する指針（平成24年4月1日実施）第4項第2号の規定にもとづく、2次評価（以下「2次評価」という。）を行い、もって適正な管理運営を一層確保するため、青梅市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 2次評価に関すること。

(2) 2次評価に伴う指導、助言等を行うこと。

(3) その他青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認めること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 企画部長
 - (2) 副委員長 企画政策課長
 - (3) 委員 財政課長、総務契約課長、文書法制課長および教育総務課長
- 4 委員長および副委員長の職務
 - (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 5 会議
委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
 - 6 意見の聴取等
委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。
 - 7 報告
委員長は、委員会で評価した結果をまとめ、市長に報告する。
 - 8 庶務
委員会の庶務は、企画政策担当課において処理する。
 - 9 その他
この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
 - 10 実施期日
この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

青梅市総合長期計画策定本部会議設置要綱

- 1 設置
第7次青梅市総合長期計画の基本構想および基本計画（以下「基本構想等」という。）の策定について必要な事項を検討するため、青梅市総合長期計画策定本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。
- 2 所掌事項
本部会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 基本構想等の策定に関すること。
 - (2) その他基本構想等に盛り込むべき重要課題に関すること。
- 3 組織
本部会議は、委員20人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこ

れに充てる。

(1) 本部長 市長

(2) 副本部長 副市長

(3) 本部長 教育長、病院事業管理者、青梅市経営会議規則（昭和44年規則第27号。以下「規則」という。）第2条第1号に規定する部長、総務部施設担当部長および議会事務局長

4 本部長の職務および代理

(1) 本部長は、本部会議を代表し、会務を総理する。

(2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

6 部会

(1) 本部長は、本部長が指示した個別事項を検討するため、本部会議の下に部会を置くことができる。

(2) 部会の構成員は、本部長が別に定める。

(3) 部会に部会長および副部会長を置き、その部会に所属する部会員が互選する。

(4) 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

7 検討チーム

(1) 本部長は、特定事項について調査および研究を行うため、青梅市総合長期計画検討チーム（以下「検討チーム」という。）を置くことができる。

(2) 検討チームは、希望する職員のうちから本部長が任命する委員30人以内をもって組織する。

(3) 検討チームに、リーダーおよび副リーダーを置き、その検討チームに所属する委員が互選する。

(4) 検討チームの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーが議長となる。

8 関係職員の出席

本部長、部会長およびリーダーは、必要があると認めるときは、本部会議、部会および検討チーム（以下「本部会議等」という。）の委員以外の職員に対し、本部会議等の会議への出席または資料の提出を求めることができる。

9 庶務

本部会議の庶務は、企画政策担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、本部会議等の運営に関し必要な事項は、本部長が

別に定める。

11 実施期日

この要綱は、令和3年4月26日から実施する。

青梅市消防団員準中型自動車運転免許取得補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市消防団の運営機能の維持を図るため、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）を取得する青梅市消防団員（以下「団員」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

青梅市消防団員準中型自動車運転免許取得補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、次のいずれにも該当する団員とする。

- (1) 平成29年3月12日以降に初めて普通自動車運転免許を取得した者または取得しようとする者であること。
- (2) 所属する分団の分団長が推薦する者であること。
- (3) 準中型免許取得後、5年以上団員として在職し、消防団活動に従事できる見込みであること。
- (4) 総重量3.5トン以上の車両を運用している部に所属する者であること。
- (5) 過去において、この要綱による補助を受けていないこと。

3 補助対象経費

補助金の対象経費は、補助対象者が、法第99条に定める指定自動車教習所（以下「教習所」という。）において、準中型免許を取得する場合に要する入学金、教習料金、教習コース使用料、教習所入所後最初に受ける検定に要する経費その他青梅市長（以下「市長」という。）が認める経費（普通自動車運転免許を取得していない者が普通自動車運転免許と準中型免許を併せて取得しようとするときは、当該経費から普通自動車運転免許のみを取得しようとするときにかかる分を除いた経費）とする。ただし、教習所の定める規定時間を超えた経費は含めないものとする。

4 補助金の交付額

補助金の額は、前項に定める補助対象経費の合計額から他の補助制度により補

助を受けた金額を除いた額(当該額に千円未満の端数が生ずるときはこれを切り捨てるものとする。)とし、予算の範囲内で交付する。

5 交付申請

補助金の交付を受けようとする団員は、青梅市消防団員準中型自動車運転免許等取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 普通自動車運転免許証の写し(普通自動車運転免許を取得していない者が普通自動車運転免許と準中型免許を併せて取得しようとするときを除く。)
- (2) 教習経費見積
- (3) その他市長が必要と認めるもの

6 補助金の交付決定等

- (1) 市長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、青梅市消防団員準中型自動車運転免許等取得補助金交付決定通知書(様式第2号)または青梅市消防団員準中型自動車運転免許等取得補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- (2) 前号の規定により補助金の交付決定を受けた団員(以下「補助決定者」という。)は、補助決定にかかる会計年度内に準中型免許の取得を完了するよう、努めるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

7 準中型免許の取得の中止等

補助決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に報告し、その承認を受けなければならない。

- (1) 準中型免許の取得を中止しようとする場合
- (2) 準中型免許の取得が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合または困難となった場合

8 実績報告等

補助決定者は、準中型免許の取得が完了した日から起算して30日を経過する日までに、青梅市消防団員準中型自動車運転免許等取得補助金免許取得報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 準中型免許の取得にかかる経費の明細書および領収書の写し
- (2) 取得した準中型免許証の写し

9 補助金額の決定

市長は、前項に規定する報告を受けたときは、その内容を精査し、適正と認めた場合、補助金の額を確定し、青梅市消防団員準中型自動車運転免許取等得補助

金交付額確定通知書（様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。

10 補助金の交付請求

補助決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、青梅市消防団員準中型自動車運転免許等取得補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

11 補助金の交付

市長は、前項の請求書の提出があった場合は、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

12 交付決定の取消し等

(1) 市長は補助決定者が次のアからウまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 準中型免許取得後、5年以上団員として消防団活動に従事することができなくなったとき。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。

ウ 補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に違反したとき。

(2) 市長は、前号に定めるところにより、補助金の全部または一部を取り消したときは、青梅市消防団員準中型自動車運転免許等取得補助金交付取消（変更）通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するとともに、すでに当該取消し後の額を超える額の補助金が交付されているときは、期限を定めて青梅市消防団員準中型自動車運転免許等取得補助金返還命令書（様式第8号）により返還を命ずるものとする。

13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

14 実施期日等

(1) この要綱は令和3年4月8日から実施し、同年4月1日から適用し、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

令和3年度青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、道路に面したブロック塀等の撤去を行おうとする所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、石その他組積造の塀および門柱ならびに組立式コンクリート塀をいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路または当該道路以外の市が管理する道路をいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ブロック塀等を所有または管理し、当該ブロック塀等を撤去する者
- (2) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者
- (3) 市税等に滞納がない者

4 補助対象ブロック塀等

補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、本市の区域内で一般の通行の用に供している道路に面し、前面道路の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが1メートルを超え、かつ、当該ブロック塀等の構造部の高さが60センチメートルを超えるもの

5 補助対象工事

補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、前項の補助対象ブロック塀等にかかる工事であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ブロック塀等の全部または一部を撤去するもの。この場合において、当該ブロック塀等の一部を撤去する場合は、ブロック塀等の構造部の高さを60センチメートル以下にする工事であること。
- (2) 敷地や敷地内の建物等の売却等または建物等の新築、改築等を目的としたブロック塀等の撤去工事ではないこと。
- (3) 同一敷地内において、この要綱による補助金その他同種の補助金等の交付を受

けていないこと。

- (4) ブロック塀等を撤去後に、撤去箇所の十分な安全確保を図ること。
- (5) 第8項に定める交付決定後に着手するもの。
- (6) 令和4年3月31日までに完了する工事であること。

6 補助金の交付額

補助金の交付額は、次に掲げるもののうちいずれか少ない額とする。

この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 工事に要した費用の10分の9の額
- (2) 撤去するブロック塀等の長さ（0.1メートル未満の端数を切り捨てたものとする。）に1メートル当たり6,000円を乗じて得た額
- (3) 18万円

7 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

8 補助金の決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の決定をし、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金交付しないことを決定したときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

9 補助内容の変更・中止等

- (1) 前項の規定により補助の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その内容を変更しようとするときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金変更等承認申請書（様式第4号）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的および交付額に変更を要しない軽微な内容の変更の場合は、この限りでない。
- (2) 市長は、前号に規定する変更または中止の申請があったときは、内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、青梅市ブロック塀等撤去費補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第5号）により、補助決定者に通知するものとする。

10 完了報告

補助決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過する日までに、青梅市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書（様式第6号）に必要書類を

添付し、市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の工事完了実績報告書の内容を精査し、必要に応じて調査等を行い、撤去工事が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

12 補助金の交付請求

補助決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

13 補助金の交付

市長は前項の青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書の提出があった場合は、その内容を精査し、適当と認めたときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

14 交付決定の取消し等

(1) 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に違反したとき。

(2) 市長は、前号に定める補助金の全部または一部を取り消したときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金決定取消（変更）通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するとともに、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、青梅市ブロック塀等撤去費補助金返還命令書（様式第10号）により返還を命ずるものとする。

15 報告および検査等

市長は、この要綱による補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し、報告を求め、または検査し、もしくは調査することができる。

16 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

17 実施期日

(1) この要綱は、令和3年4月1日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要

綱の失効後に必要となる実績報告、補助金返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

- (3) 平成30年6月18日からこの要綱の実施期日の前日までの間に着手したブロック塀等の撤去工事（以下「実施期日前対象工事」という。）については、第3項から第5項までの要件（同項第5号を除く。）を満たすことが確認できる場合に限り、同項第5号の規定にかかわらず、補助対象工事とすることができる。
- (4) 実施期日前対象工事については、第10項に規定する青梅市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書の提出期限にかかわらず、当該実績報告書を市長が定める日までに提出することができる。

青梅市福祉センター食堂等事業者選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市福祉センターにおいて食堂事業および宴会室における飲食の提供事業を行う事業者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市福祉センター内宴会等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、プロポーザル方式による事業者の選定に関する事項を所掌する。

3 組織

委員会は、委員5人をもって組織し、それぞれ次の職にあるものをもってこれに充てる。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 高齢者支援課長
- (3) 委員 企画政策課長、施設課長および福祉総務課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その説明および意見を聴くことができる。

7 報告

委員長は、委員会の会議で協議した結果をまとめ、青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年2月2日から実施し、第7項の規定による結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

令和3年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針

1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、青梅市（以下「市」という。）においては、物品および役務等（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定にもとづき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、市が令和3年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての組織（青梅市予算事務規則（平成14年規則第17号）第2条第1号に定める課をいう。）において調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なものについて適用する。

3 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

市は、予算の適正な使用ならびに契約における経済性、公正性および競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、市内の実態にもとづき、積極的に障害者就労施設等から物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上および供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能および品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間および発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の積極的な活用を図る。

6 調達実績の公表

市は、会計年度の終了後、この方針にもとづく物品等の調達の実績について調査を行い、その概要を取りまとめ、公表するものとする。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部障がい者福祉課とする。

8 委任

この方針に定めるもののほか必要な事項は、青梅市長が別に定める。

9 実施期日

この方針は、令和3年4月1日から実施する。

令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス 事業所等におけるPCR検査事業実施要綱

1 目的

この要綱は、区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日2福保感防第1036号）にもとづき、令和2年度高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金交付要綱（令和2年10月8日2福保高施第1188号）および令和2年度障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金交付要綱（令和2年10月21日2福保障施第1800号）の補助対象とならない、青梅市（以下「市」という。）の区域内にある介護サービス事業所および障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）において、新型コロナウイルス感染症にかかる検査事業（以下「検査事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定め、もって新型コロナウイルス

ス感染症の感染拡大を防ぐとともに、事業所の従事者が安全に業務を継続し、利用者が安心して事業所を利用できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

検査事業の実施主体は、市とし、適切に検査事業が実施できる検査事業者（以下「委託事業者」という。）に委託して実施するものとする。

3 対象者

検査事業の対象者は次に掲げる者とする。ただし、従事者の範囲は、事業所において、継続して提供することが必要な業務に従事する者（清掃、調理等の業務受託者であって、事業所の長が検査が必要と判断する者を含む。）とし、利用者および新規利用者については、青梅市民以外の者を含むものとする。

(1) 次のアからオまでに掲げる事業所について、当該アからオまでに掲げる者

ア 介護サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能居宅介護、看護小規模多機能居宅介護および認知症対応共同生活介護を実施するもの） 従事者、利用者および新規利用者

イ 介護サービス事業所（訪問看護、訪問介護、訪問入浴介護および訪問リハビリテーション事業を実施するもの） 従事者

ウ 障害福祉サービス事業所（共同生活援助、短期入所（入所施設に併設する事業所は除く。）、自立訓練、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援および放課後等デイサービス） 従事者、利用者および新規利用者

エ 障害福祉サービス事業所（居宅介護および重度訪問介護を実施するもの。介護サービス事業所の指定を受けている事業所を除く。） 従事者

オ 青梅市障がい者サポートセンター 従事者

(2) その他青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める者

4 検査実施の案内および申出

(1) 市長は、検査事業による検査について、事業所および事業所の従事者への必要な説明を含む案内により、受診を希望する事業所を募るものとする。

(2) 検査事業による検査の受診を希望する事業所は、令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等におけるPCR検査事業実施申出書（別記様式）を、市長に提出するものとする。

5 検査の実施等

(1) 前項の申出を受けた市長は、委託事業者に対し、当該申出を行った事業所の検査の実施依頼を行うものとする。

- (2) 委託事業者は、前号の実施依頼にもとづき、前項の申出を行った事業所にかかる検査を実施するものとし、当該検査結果を当該事業所および市長に報告するものとする。この場合において、市長への報告は、受診者の個人情報を含まず、実施した検査の概況が把握できる程度のものとする。
- (3) 事業所は、前号の規定による検査結果の報告を受けたときは、当該検査のうち個人にかかる結果について、当該検査を受診した従事者に通知するものとする。この場合において、当該検査結果が陽性である者への通知は、この検査事業において市が推奨する医療機関の受診方法の案内を添えて行うものとする。
- (4) 市と青梅市医師会は、前号の検査結果が陽性である者が医療機関を受診する場合の対応および受診後の東京都西多摩保健所への連絡その他の必要な対応について、あらかじめ協議の上、それらの事項を定めた契約を別に締結するものとする。

6 検査方法

前項の検査の方法は、鼻咽頭ぬぐい液または唾液を用いたPCR検査または抗原定量検査とし、委託事業者が定めるところにより実施するものとする。

7 検査回数

検査事業による検査回数は、対象者1人につき2回までとする。

8 費用負担

検査事業による検査の費用は、次項に定める範囲内で、市が負担するものとする。

9 委託料

- (1) 検査事業にかかる委託事業者への委託料は、市と委託事業者との契約に定める検査1回当たりの単価に、第5項第2号の規定による検査結果の報告にもとづく検査を受けた者の人数を乗じて得た額とし、市は、委託事業者からの請求にもとづき、これを支払うものとする。
- (2) 第5項第4号の規定にもとづき、青梅市医師会に所属する医療機関が実施する診療にかかる委託料は、市と青梅市医師会との契約に定める診療1回当たりの単価に、同号の規定にもとづき実施した診療を受けた者の人数を乗じて得た額とし、市は、青梅市医師会からの請求にもとづき、これを支払うものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、検査事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

11 実施期日等

- (1) この要綱は、令和3年4月26日から実施し、同年7月1日にその効力を失うものとする。

- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき実施された検査事業に関して、この要綱の失効後に必要となる委託料の支払等の手続に関しては、なお従前の例による。

青梅市私的二次救急病院救急体制確保補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市における救急医療体制を確保するため、青梅市内（以下「市内」という。）の私的二次救急病院の救急体制の確保に要する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象者

補助対象者は、次の全てに該当する市内の医療機関とする。

- (1) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定にもとづき、東京都知事が救急病院として告示した病院
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関以外の病院
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）第35条の5第1項の規定にもとづく東京都の傷病者の搬送および受入れに関する実施基準において、救急搬送先としての東京都指定二次救急医療機関のリストに掲載されている病院

3 補助金の額

補助金の額は、補助対象となる医療機関にかかる補助実施年度の初日の属する年の前年の青梅市民の搬送傷病者数に13,000円を乗じて得た額とする。

4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする医療機関の設置者（以下「申請者」という。）は、青梅市私的二次救急病院救急体制確保補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

- (1) 救急医療の受入れ体制の概要および受入状況を示した書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

5 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による補助金の交付申請があった場合において、当該申請にかかる書類を審査し、これを適当と認めたときは交付を決定し、青梅市私的二次救急病院救急体制確保補助金交付決定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

6 補助金の交付

- (1) 前項の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、青梅市私的二次救急病院救急体制確保補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定による請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

7 交付決定の取消し等

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 第2項に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (2) 長期にわたって救急業務の受入れができないとき。

8 補助金の返還

市長は、前項の場合において、当該取消しにかかる部分に関してすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

10 実施期日等

- (1) この要綱は、令和3年2月9日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

青梅市新型コロナウイルス感染症の影響 に伴う予防接種費用助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）にもとづく予防接種の対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「施行令」という。）第1条の3第1項に規定する対象年齢において接種できなかったものが、任意で接種した際の費用を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 助成対象の予防接種

助成対象となる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響で接種を控えたことにより接種できなかった法第2条第2項に規定するA類疾病にかかるものとする。

3 助成対象者

助成対象予防接種の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 接種日において青梅市（以下「市」という。）の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 令和2年3月1日以後に、新型コロナウイルス感染症の影響により助成対象予防接種の接種を控えたため、施行令に規定する対象年齢を徒過し、任意で接種した者

4 助成額

助成額は、接種対象者が助成対象予防接種に要した費用と助成対象予防接種を受けた年度における市と青梅市医師会との助成対象予防接種にかかる契約単価とワクチン購入契約単価を合わせた額を比較して少ない方の額とする。

5 助成金の交付申請

助成対象予防接種を受けた助成対象者（助成対象者が20歳未満の場合はその保護者）は、青梅市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う予防接種費用助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象予防接種の実施医療機関が発行した領収書の原本（接種した予防接種の種類および金額が記載されたものに限る。）
- (2) 助成対象予防接種の予診票の写しまたは当該接種履歴が確認できるものの写し

6 助成金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査を行い、交付の可否を決定し、青梅市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う予防接種費用助成金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により、その結果を助成対象者に通知するものとする。

7 助成金の支払等

- (1) 前項の規定により助成の決定を受けた者は、青梅市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う予防接種費用助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定による請求があった場合、その内容を確認後、助成金交付

決定者に助成金を支払うものとする。

8 交付決定の取消し等

市長は、助成金交付決定者が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の一部または全部を取り消すものとし、当該取消しにかかる部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を助成対象予防接種以外の用途に使用したとき。

9 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

10 実施期日等

(1) この要綱は、令和3年2月15日から実施し、令和2年3月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された助成金に関して、この要綱の失効後に必要となる助成金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

令和3年度青梅市新型コロナウイルスワクチン 接種にかかる交通費助成事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種において、接種を受けた市民が、接種会場から住所地への移動手段としてタクシーを利用したときの運賃等（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3に規定する運賃および料金をいう。以下同じ。）の一部を助成する事業（以下「助成事業」という。）を実施することについて必要な事項を定め、もって市民の経済的負担の軽減を図り、ワクチン接種の促進に寄与することを目的とする。

2 実施主体

(1) 助成事業の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とし、適切に助成事業が実施できるタクシー事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行うものをいう。以下「事業者」という。）と協定を締結して実施するものとする。

(2) 前号に規定する事業者は、青梅市内（以下「市内」という。）に営業所を有するものとする。

3 対象者

助成事業の対象者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) ワクチン接種日に市内に住所を有する者であること。

(2) 昭和32年4月1日以前に生まれた者であること。

(3) 接種会場から住所地までのタクシーによる移動を希望し、事業者のタクシーを利用するものであること。

4 助成の額

助成の額は、1乗車当たり1,000円を超える運賃および料金とし、ワクチン接種1回につき1回限りとする。

5 助成の申請

(1) 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業者のタクシーを利用するときは、乗車時にワクチン接種済証（以下「接種済証」という。）を提示し、運賃のうち前項の規定による助成の額を除いた額を事業者に支払うものとする。

(2) 事業者は、申請者の運賃のうち1,000円を超える額および料金を市に請求する。

6 助成金の支払

(1) 事業者は、申請者が提示した接種済証の情報を記載した乗車管理表および請求書を、当該乗車があった月ごとに取りまとめ、速やかに青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

(2) 市長は、前号の規定により請求書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、30日以内に助成金を支払うものとする。

7 助成金の返還

市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者がいるときは、すでに交付してある助成金の全部または一部を返還させることができる。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

9 実施期日等

(1) この要綱は、令和3年5月1日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に行われた申請者の乗車について、この要綱の失効後に必要

となる助成金の支払等の手続に関しては、なお従前の例による。

令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 登園自粛等にかかる保育施設に対する支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、東京都の令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助要綱（令和2年4月24日2福保子保第195号）の対象事業として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための青梅市長（以下「市長」という。）の要請を受け、保育施設が児童に対する登園自粛の要請または臨時休園（以下「登園自粛等」という。）を行ったことに伴う利用者負担額等の減額分または返金分に相当する金額を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象施設

補助対象施設は、次に掲げる保育施設とする。

- (1) 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に規定する定期利用保育事業を実施する保育施設
- (2) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所

3 補助金額

補助金額は、次に掲げる利用者負担額または月額保育料にかかる登園自粛等に伴う減額分または返金分に相当する金額とする。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前項第1号に掲げる保育施設の利用に要する利用者負担額
- (2) 前項第2号に掲げる東京都認証保育所とその利用者との間の契約にもとづく月額保育料

4 交付申請

この補助金の交付を受けようとする保育施設は、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登園自粛等にかかる保育施設に対する支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

5 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登園自粛等にかかる保育施設に対する支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

6 補助金の支払等

- (1) 前項の規定による交付決定通知書を受領した事業者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号による請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

7 申請内容の変更等

補助事業者は、第4項に規定する補助金の交付申請時の内容に変更があったときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

8 決定の取消し

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

9 補助金の返還

市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

10 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

11 実施期日等

- (1) この要綱は、令和3年3月5日から実施し、令和2年4月1日から適用する。ただし、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策テイクアウト・サポートプロジェクト支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策（以下「感染症対策」という。）として青梅商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する、テイクアウト・サポートプロジェクト支援事業に要する経費を予算の範囲内で補助することに関し必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資すること目的とする。

2 補助対象者

この補助金の対象者は、会議所とする。

3 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、会議所が実施するテイクアウト・サポートプロジェクト事業とする。

4 事業の実施

補助事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 搬送者はマスクの着用、搬送前・後の消毒等、感染症対策および衛生管理を徹底すること。
- (2) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、補助事業に携わる者が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて周知徹底を図ること。
- (3) 配送者は、配送の際には身分証を常時着用し、所属、指名を配送先に明示すること。

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、補助対象事業にかかる次に掲げる経費とする。

- (1) 配送にかかる人件費
- (2) 配送システムの構築・運営、契約手数料、配送車保険等の管理費
- (3) 機器等のリース料
- (4) ホームページ作成経費、ポスティング・折り込み等の広告宣伝費

6 補助金の交付額

補助金の額は、予算の範囲内において算定した額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

7 交付申請

補助金の交付を受けようとする会議所の長は、令和2年度青梅市新型コロナウイルス

ルス感染症対策テイクアウト・サポートプロジェクト支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

8 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査の上、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策テイクアウト・サポートプロジェクト支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

9 申請内容の変更等

前項の規定による補助金の交付決定を受けた会議所の長（以下「交付決定者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

10 実績報告

交付決定者は、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策テイクアウト・サポートプロジェクト支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要書類を添付して、半期ごとに市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定等

(1) 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策テイクアウト・サポートプロジェクト支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(2) 市長は、交付決定者の請求にもとづき、補助金の支払を行うものとする。

12 交付決定の取消し

市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

13 補助金の返還

(1) 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに交付決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(2) 前号の規定は、第11項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときに、すでにその額を超える補助金が交付されている場合において、その超えた額についても適用する。

14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

15 実施期日等

(1) この要綱は令和3年3月5日から実施し、令和2年5月1日から適用する。ただし、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市ウメ輪紋ウイルス防除等事業実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市内のウメ輪紋ウイルス防除等事業に関し、必要な事項を定め、もってウメ輪紋ウイルスの再発防止および防除体系の確立に資することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 事業対象地区別表に掲げる地区をいう。

(2) 対象植物 事業対象地区において、農地、公園、街路樹、オープンガーデン、学校等（以下「農地等」という。）に植栽されているウメをいう。

3 感染調査等の実施

(1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、事業対象地区における対象植物について、次に掲げる事業を実施するものとする。

ア 年2回のウメ輪紋ウイルス感染状況調査

イ 春季および秋季のアブラムシ防除

(2) 前号の場合において、市長は、事前に事業対象地区における対象植物の所有者に対し、感染調査等への協力を依頼するものとし、調査・防除同意書（様式第1号）により、当該所有者の同意を得るものとする。

4 感染樹の伐採の実施

(1) 前項第1号に掲げる調査により、対象植物がウメ輪紋ウイルスに感染していることが確認されたときは、市長は、当該対象植物の伐採を実施するものとする。

(2) 前号の場合において、市長は、事前に対象植物の所有者に対し、伐採への協力を依頼するものとし、伐採同意書（様式第2号）により、当該所有者の同意を得るものとする。

5 事業対象以外への対応

市長は、事業対象地区内の農地等以外のウメの所有者に対し、アブラムシ防除への協力を依頼するものとするほか、事業対象地区以外のウメの所有者に対しても、同様に協力を依頼するものとする。

6 実施期日等

この要綱は、令和3年4月13日から実施し、令和6年4月1日にその効力を失うものとする。

別表（第2項関係）

事業対象地区	
旧強化対策地区1	和田町1丁目、和田町2丁目、梅郷1丁目、梅郷2丁目、梅郷3丁目、梅郷4丁目、梅郷5丁目、梅郷6丁目
旧強化対策地区2	柚木町1丁目、二俣尾1丁目、二俣尾2丁目、畑中3丁目、日向和田2丁目の一部、日向和田3丁目
旧強化対策地区3	柚木町2丁目の一部、柚木町3丁目の一部、二俣尾3丁目、二俣尾4丁目の一部、畑中1丁目の一部、畑中2丁目の一部、日向和田1丁目、日向和田2丁目の一部

青梅市営住宅長寿命化計画検討委員会設置要綱

1 設置

市営住宅の長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進することを目的とした青梅市営住宅長寿命化計画（以下「計画」という。）の改定に当たり、必要

な事項を検討するため、青梅市営住宅長寿命化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の改定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

3 組織

(1) 委員会は、委員7人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

ア 委員長 都市整備部長

イ 副委員長 住宅課長

ウ 委員 財政課長、施設課長、防災課長、福祉総務課長および高齢者支援課長

(2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

4 委員長の職務および代理

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 部会

(1) 委員会は、必要に応じて委員および委員以外の者を構成員とする部会を置くことができる。

(2) 部会の構成および運営に関しては、委員長が定める。

7 報告

委員長は、青梅市長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、住宅課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年4月1日から実施し、第7項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

青梅市コミュニティ・スクール導入検討委員会設置要綱

1 設置

コミュニティ・スクール（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会を設置して、学校、地域住民等が一体となって学校運営を行っていく制度をいう。以下同じ。）の導入について、必要な事項の検討を行うため、青梅市コミュニティ・スクール導入検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、コミュニティ・スクールの導入に関することについて検討を行う。

3 組織

委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 委員長 指導室長

(2) 副委員長 委員長が委員の中から指名するものとする。

(3) 委員 子育て推進課長、教育総務課長、教育指導担当主幹、社会教育課長ならびに青梅市小学校長会の代表および青梅市中学校長会の代表で青梅市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が任命する者

4 委員の任期

委員の任期は、指名または任命の日から第7項の規定による最終検討結果の報告のあった日までとする。

5 委員長および副委員長の職務

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会議

(1) 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

7 報告

委員会は、第2項に掲げる事項について調査研究および検討をし、その経過および結果を教育長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、コミュニティ・スクール管理担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年2月4日から実施し、第7項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市文化交流センターにおいてカフェを経営する事業者（以下「カフェ事業者」という。）の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) プロポーザル方式による事業者選定の実施方法をまとめた実施要領の決定に関すること。
- (2) カフェ事業者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、委員5人をもって組織し、それぞれ次の職にあるものをもってこれに充てる。

- (1) 委員長
教育部長
- (2) 副委員長
社会教育課長
- (3) 委員

企画政策課、市民活動推進課および商工観光課に所属する職員のうちから教育部長が指名する職員各1人

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 報告

委員長は、委員会の会議で協議した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和3年4月14日から実施し、第6項の規定にもとづく市長への報告をした日の翌日をもって廃止する。